

土木工事施工管理基準【平成30年8月】

正 誤 表

第1回

(平成30年11月)

大阪府都市整備部

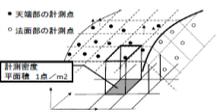
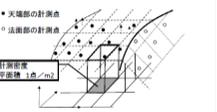
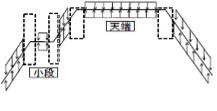
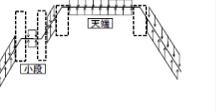
土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年11月）【土木工事施工管理基準（総則）】

【適用日：平成30年8月1日】

箇所	頁数	訂正前（削除箇所：青字の部分）	訂正後（追記箇所：赤字の部分）
<p>（まえがき）7.その他 （2）情報化施工</p>	<p>P3</p>	<p>10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国管技第291号、国総公第133号）及び「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。</p>	<p>10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国管技第291号、国総公第133号）による。ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に読み替えるものとし、「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。</p>
<p>（まえがき）7.その他 （3）3次元データによる出来形管理</p>	<p>P3</p>	<p>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。 河川・河川改修工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川・河川改修工事編）（案）」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川改修工事編）（案）」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年11月）【出来形管理基準及び規格値】

【適用日：平成30年8月1日】

箇所	頁数	訂正前（削除箇所：青字の部分）				訂正後（追加箇所：赤字の部分）			
		測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
1-2-4-34-2 路体盛土工 （面管理の場合）	1-5-②	天端 標高較差	平均値 ±50 個々の計測値 ±150	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、または「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法算、法取から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		天端 標高較差	平均値 ±50 個々の計測値 ±150	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、または「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法算、法取から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	
		法面（小段含む） 標高較差	平均値 ±80 個々の計測値 ±190			法面（小段含む） 標高較差	平均値 ±80 個々の計測値 ±190		
3-2-6-7-2 アスファルト舗装工 （下層層施工） （面管理の場合）	1-25	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） 中規模以上 ±40 小規模以下 ±50	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差を算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		個々の測定値（X） 中規模以上 ±90 小規模以下 ±90	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差を算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
			10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 -			10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 -			10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年11月）【出来形管理基準及び規格値】

【適用日：平成30年8月1日】

箇所	頁数	訂正前（削除箇所：青字の部分）		訂正後（追記箇所：赤字の部分）			
3-2-6-7-4 アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整盤工 （面管理の場合）	1-27	個々の測定値 (X) 中規模以上 -55 個々の測定値 (X) 小規模以下 -64 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -8 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	個々の測定値 (X) 中規模以上 -54 個々の測定値 (X) 小規模以下 -63 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -8 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
3-2-6-7-6 アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	1-29	個々の測定値 (X) 中規模以上 -55 個々の測定値 (X) 小規模以下 -64 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -8 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	個々の測定値 (X) 中規模以上 -54 個々の測定値 (X) 小規模以下 -63 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -8 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
3-2-6-7-8 アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	1-31	個々の測定値 (X) 中規模以上 -37 個々の測定値 (X) 小規模以下 -46 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -5 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	個々の測定値 (X) 中規模以上 -36 個々の測定値 (X) 小規模以下 -45 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -5 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年11月）【出来形管理基準及び規格値】

【適用日：平成30年8月1日】

箇所	頁数	訂正前（削除箇所：青字の部分）				訂正後（追記箇所：赤字の部分）			
3-2-6-7-9 アスファルト舗装工	1-32	<p>厚さ</p> <p>幅</p>	<p>個々の測定値 (X)</p> <p>中規模以上 -9</p> <p>個々の測定値 (X)</p> <p>小規模以下 -12</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均</p> <p>中規模以上 -3</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均</p> <p>小規模以下 -4</p> <p>個々の測定値 (X)</p> <p>中規模以上 -25</p> <p>個々の測定値 (X)</p> <p>小規模以下 -25</p>	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の基本点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 横断舗装等でコアー採取により床版等に損傷を及ぼす恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	<p>厚さ</p> <p>幅</p>	<p>個々の測定値 (X)</p> <p>中規模以上 -9</p> <p>個々の測定値 (X)</p> <p>小規模以下 -12</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均</p> <p>中規模以上 -3</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均</p> <p>小規模以下 -4</p> <p>個々の測定値 (X)</p> <p>中規模以上 -25</p> <p>個々の測定値 (X)</p> <p>小規模以下 -25</p>	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の基本点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 横断舗装等でコアー採取により床版等に損傷を及ぼす恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	<p>厚さ</p> <p>幅</p>	<p>個々の測定値 (X)</p> <p>中規模以上 -9</p> <p>個々の測定値 (X)</p> <p>小規模以下 -12</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均</p> <p>中規模以上 -3</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均</p> <p>小規模以下 -4</p> <p>個々の測定値 (X)</p> <p>中規模以上 -25</p> <p>個々の測定値 (X)</p> <p>小規模以下 -25</p>
3-2-6-7-10 アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	1-33	<p>厚さあるいは標高較差</p>	<p>個々の測定値 (X)</p> <p>中規模以上 -20</p> <p>個々の測定値 (X)</p> <p>小規模以下 -26</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均</p> <p>中規模以上 -3</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均</p> <p>小規模以下 -4</p>	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計経員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差を算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 横断舗装等でコアー採取により床版等に損傷を及ぼす恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	<p>厚さあるいは標高較差</p>	<p>個々の測定値 (X)</p> <p>中規模以上 -20</p> <p>個々の測定値 (X)</p> <p>小規模以下 -26</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均</p> <p>中規模以上 -3</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均</p> <p>小規模以下 -4</p>	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計経員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差を算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 横断舗装等でコアー採取により床版等に損傷を及ぼす恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年11月）【出来形管理基準及び規格値】

【適用日：平成30年8月1日】

箇所	頁数	訂正前（削除箇所：青字の部分）		訂正後（追記箇所：赤字の部分）			
3-2-6-7-11 アスファルト舗装工 (表層工)	1-34	<p>厚さ</p> <p>個々の測定値 (X) 中規模以上 -7</p> <p>個々の測定値 (X) 小規模以下 -9</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -2</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -3</p>	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアを採取して測定。3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「DSS（ランダム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」</p>	<p>工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 横断面等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	<p>厚さ</p> <p>個々の測定値 (X) 中規模以上 -7</p> <p>個々の測定値 (X) 小規模以下 -9</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -2</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -3</p>	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の特記によるが延長80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 横断面等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
		<p>幅</p> <p>個々の測定値 (X) 中規模以上 -7</p> <p>個々の測定値 (X) 小規模以下 -9</p>		<p>幅</p> <p>個々の測定値 (X) 中規模以上 -7</p> <p>個々の測定値 (X) 小規模以下 -9</p>			
		<p>平坦性</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 3σ の4/3- (σ) 2.4mm以下直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下</p>		<p>平坦性</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 3σ の4/3- (σ) 2.4mm以下直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下</p>			

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年11月）【出来形管理基準及び規格値】

【適用日：平成30年8月1日】

箇所	頁数	訂正前（削除箇所：青字の部分）		訂正後（追加箇所：赤字の部分）		
3-2-6-7-12 アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	1-35	厚さあるいは標高較差 個々の測定値 (X) 中規模以上 -17 小規模以下 -20 10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -2 10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満の使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	厚さあるいは標高較差 個々の測定値 (X) 中規模以上 -17 小規模以下 -20 10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -2 10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。
3-2-6-8-2 半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	1-36-②	基準高▽ 個々の測定値 (X) 中規模以上 ±40 小規模以下 ±50 10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。	基準高▽ 個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90 小規模以下 ±90 10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15 10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。
3-2-6-8-4 半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整層施工 (面管理の場合)	1-37-①	厚さあるいは標高較差 個々の測定値 (X) 中規模以上 -55 小規模以下 -64 10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -8 10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。	厚さあるいは標高較差 個々の測定値 (X) 中規模以上 -54 小規模以下 -63 10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -8 10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年11月）【出来形管理基準及び規格値】

【適用日：平成30年8月1日】

箇所	頁数	訂正前（削除箇所：青字の部分）		訂正後（追記箇所：赤字の部分）		
3-2-6-9-5 半たわみ性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	1-37-②	厚さ 個々の測定値（X） 中規模以上 -25 個々の測定値（X） 小規模以下 -30 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -8 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -10 幅 個々の測定値（X） 中規模以上 -50 個々の測定値（X） 小規模以下 -50	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mlに1箇の前でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能で工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 縦面試験等コア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	厚さ 個々の測定値（X） 中規模以上 -25 個々の測定値（X） 小規模以下 -30 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -8 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -10 幅 個々の測定値（X） 中規模以上 -50 個々の測定値（X） 小規模以下 -50	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mlに1箇の前でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能で工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 縦面試験等コア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能で工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。
3-2-6-9-6 半たわみ性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	1-38-①	厚さあるいは標高較差 個々の測定値（X） 中規模以上 -55 個々の測定値（X） 小規模以下 -64 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -8 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	厚さあるいは標高較差 個々の測定値（X） 中規模以上 -54 個々の測定値（X） 小規模以下 -63 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -8 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能で工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。
3-2-6-9-7 半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	1-38-②	厚さ 個々の測定値（X） 中規模以上 -15 個々の測定値（X） 小規模以下 -20 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -5 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -7 幅 個々の測定値（X） 中規模以上 -50 個々の測定値（X） 小規模以下 -50	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mlに1箇の前でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能で工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 縦面試験等コア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	厚さ 個々の測定値（X） 中規模以上 -15 個々の測定値（X） 小規模以下 -20 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -5 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -7 幅 個々の測定値（X） 中規模以上 -50 個々の測定値（X） 小規模以下 -50	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mlに1箇の前でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能で工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 縦面試験等コア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能で工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年11月）【出来形管理基準及び規格値】

【適用日：平成30年8月1日】

箇所	頁数	訂正前（削除箇所：青字の部分）		訂正後（追記箇所：赤字の部分）				
3-2-6-8-8 半たわみ性舗装工 （加筋アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	1-39-①	厚さあるいは標高較差	<p>個々の測定値 (X) 中規模以上 -37</p> <p>個々の測定値 (X) 小規模以下 -46</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -5</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -7</p>	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>	<p>個々の測定値 (X) 中規模以上 -36</p> <p>個々の測定値 (X) 小規模以下 -45</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -5</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -7</p>	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>
3-2-6-8-9 半たわみ性舗装工 （基層工）	1-39-②	厚さ 幅	<p>個々の測定値 (X) 中規模以上 -9</p> <p>個々の測定値 (X) 小規模以下 -12</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -3</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -4</p> <p>個々の測定値 (X) 中規模以上 -25</p> <p>個々の測定値 (X) 小規模以下 -25</p>	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の測とし、厚さは、1000mに1個の前でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>コアー採取について 横断面法等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>	<p>個々の測定値 (X) 中規模以上 -9</p> <p>個々の測定値 (X) 小規模以下 -12</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -3</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -4</p> <p>個々の測定値 (X) 中規模以上 -25</p> <p>個々の測定値 (X) 小規模以下 -25</p>	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の測とし、厚さは、1000mに1個の前でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>コアー採取について 横断面法等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>	
3-2-6-8-10 半たわみ性舗装工 （面管理の場合）	1-40-①	厚さあるいは標高較差	<p>個々の測定値 (X) 中規模以上 -20</p> <p>個々の測定値 (X) 小規模以下 -26</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -3</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -4</p>	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>	<p>個々の測定値 (X) 中規模以上 -20</p> <p>個々の測定値 (X) 小規模以下 -25</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -3</p> <p>10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -4</p>	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年11月）【出来形管理基準及び規格値】

【適用日：平成30年8月1日】

箇所	頁数	訂正前（削除箇所：青字の部分）				訂正後（追記箇所：赤字の部分）			
3-2-6-9-12 平たわみ性舗装工 （敷層工） （面管理の場合）	1-41-①	厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） 中規模以上 -17 個々の測定値（X） 小規模以下 -20 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -2 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） 中規模以上 -17 個々の測定値（X） 小規模以下 -20 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -2 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
3-2-6-9-1 排水性舗装工 （下層路盤工）	1-41-②	基準高▽ 厚さ 幅	個々の測定値（X） 中規模以上 ±40 個々の測定値（X） 小規模以下 ±50 個々の測定値（X） 中規模以上 -45 小規模以下 -45 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -15 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -15 個々の測定値（X） 中規模以上 -50 個々の測定値（X） 小規模以下 -50	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	基準高▽ 厚さ 幅	個々の測定値（X） 中規模以上 ±40 個々の測定値（X） 小規模以下 ±50 個々の測定値（X） 中規模以上 -45 小規模以下 -45 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -15 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -15 個々の測定値（X） 中規模以上 -50 個々の測定値（X） 小規模以下 -50	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年11月）【出来形管理基準及び規格値】

【適用日：平成30年8月1日】

箇所	頁数	訂正前（削除箇所：青字の部分）		訂正後（追記箇所：赤字の部分）				
3-2-6-9-2 排水性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	1-42-①	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） 中規模以上 ±40 個々の測定値（X） 小規模以下 ±50 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	個々の測定値（X） 中規模以上 ±90 個々の測定値（X） 小規模以下 ±90 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
個々の測定値（X） 中規模以上 ±90 個々の測定値（X） 小規模以下 ±90 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15	個々の測定値（X） 中規模以上 ±90 個々の測定値（X） 小規模以下 ±90 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15							
3-2-6-9-3 排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	1-42-②	厚さ 幅	個々の測定値（X） 中規模以上 -25 個々の測定値（X） 小規模以下 -30 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -8 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の測しと、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を測り起して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等コア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	厚さ 幅	個々の測定値（X） 中規模以上 -25 個々の測定値（X） 小規模以下 -30 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -8 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の測しと、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を測り起して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等コア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	厚さ 幅
個々の測定値（X） 中規模以上 -50 個々の測定値（X） 小規模以下 -50	個々の測定値（X） 中規模以上 -50 個々の測定値（X） 小規模以下 -50							
3-2-6-9-4 排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	1-43-①	厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） 中規模以上 -55 個々の測定値（X） 小規模以下 -64 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -8 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	個々の測定値（X） 中規模以上 -54 個々の測定値（X） 小規模以下 -63 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -8 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
個々の測定値（X） 中規模以上 -50 個々の測定値（X） 小規模以下 -50	個々の測定値（X） 中規模以上 -50 個々の測定値（X） 小規模以下 -50							

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年11月）【出来形管理基準及び規格値】

【適用日：平成30年8月1日】

箇所	頁数	訂正前（削除箇所：青字の部分）			訂正後（追記箇所：赤字の部分）		
3-2-6-9-5 排水性舗装工 （上層砕盤工） セメント（石灰）安定処理工	1-43-②	厚さ 個々の測定値（X） 中規模以上 -25 小規模以下 -30 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -8 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -10	幅 個々の測定値（X） 中規模以上 -50 小規模以下 -50	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mに1箇の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	厚さ 個々の測定値（X） 中規模以上 -25 小規模以下 -30 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -8 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -10	幅 個々の測定値（X） 中規模以上 -50 小規模以下 -50	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mに1箇の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
3-2-6-9-6 排水性舗装工 （上層砕盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	1-44-①	厚さあるいは標高較差 個々の測定値（X） 中規模以上 -55 小規模以下 -64 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -8 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -10		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	厚さあるいは標高較差 個々の測定値（X） 中規模以上 -54 小規模以下 -63 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -8 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -10		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。
3-2-6-9-7 排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	1-44-②	厚さ 個々の測定値（X） 中規模以上 -15 小規模以下 -20 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -5 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -7	幅 個々の測定値（X） 中規模以上 -50 小規模以下 -50	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mに1箇の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	厚さ 個々の測定値（X） 中規模以上 -15 小規模以下 -20 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -5 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -7	幅 個々の測定値（X） 中規模以上 -50 小規模以下 -50	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mに1箇の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年11月）【出来形管理基準及び規格値】

【適用日：平成30年8月1日】

箇所	頁数	訂正前（削除箇所：青字の部分）		訂正後（追記箇所：赤字の部分）					
3-2-6-9-8 排水性舗装工 （加勢アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	1-45-①	個々の測定値（X） 中規模以上 -37 個々の測定値（X） 小規模以下 -46 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -5 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	個々の測定値（X） 中規模以上 -36 個々の測定値（X） 小規模以下 -45 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -5 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層および養層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層および養層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
3-2-6-9-9 排水性舗装工 （基層工）	1-45-②	個々の測定値（X） 中規模以上 -9 個々の測定値（X） 小規模以下 -12 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -3 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 横面積等でコア採取により鉄版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	個々の測定値（X） 中規模以上 -9 個々の測定値（X） 小規模以下 -12 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -3 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 横面積等でコア採取により鉄版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	幅	幅	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層および養層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層および養層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
3-2-6-9-10 排水性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	1-46-①	個々の測定値（X） 中規模以上 -20 個々の測定値（X） 小規模以下 -26 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -3 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	個々の測定値（X） 中規模以上 -20 個々の測定値（X） 小規模以下 -25 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -3 10箇の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	厚さあるいは標高較差	厚さあるいは標高較差	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層および養層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層および養層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年11月）【出来形管理基準及び規格値】

【適用日：平成30年8月1日】

箇所	頁数	訂正前（削除箇所：青字の部分）		訂正後（追記箇所：赤字の部分）					
3-2-6-9-12 排水性舗装工 (敷土工) (面管理の場合)	1-47	個々の測定値 (X) 中規模以上 -17 個々の測定値 (X) 小規模以下 -20 10箇の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -2 10箇の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -3 10箇の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 3σ(σ)74mm以下 (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	個々の測定値 (X) 中規模以上 -17 個々の測定値 (X) 小規模以下 -20 10箇の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -2 10箇の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -3 10箇の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 3σ(σ)74mm以下 (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「T S(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	個々の測定値 (X) 中規模以上 -17 個々の測定値 (X) 小規模以下 -20 10箇の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -2 10箇の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -3 10箇の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 3σ(σ)74mm以下 (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	個々の測定値 (X) 中規模以上 -17 個々の測定値 (X) 小規模以下 -20 10箇の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -2 10箇の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -3 10箇の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は 平均測定値の平均 3σ(σ)74mm以下 (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T S(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
3-2-6-10-1 透水性舗装工 (路盤工)	1-48-①	基準高▽ 厚さ t<15cm 厚さ t≥15cm 幅	個々の測定値 (X) ±50 個々の測定値 (X) -30 測定値の平均 -10 個々の測定値 (X) -45 測定値の平均 -15 個々の測定値 (X) -100	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の前で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※歩道舗装に適用する。 コーア採取について 横面舗装等でコーア採取により鉄版等に損傷を与え恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。 コーア採取について 横面舗装等でコーア採取により鉄版等に損傷を与え恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	基準高▽ 厚さ t<15cm 厚さ t≥15cm 幅	個々の測定値 (X) ±50 個々の測定値 (X) -30 測定値の平均 -10 個々の測定値 (X) -45 測定値の平均 -15 個々の測定値 (X) -100	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の前で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。 コーア採取について 横面舗装等でコーア採取により鉄版等に損傷を与え恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
3-2-6-10-2 透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	1-48-②	基準高▽ 厚さあるいは標高較差 t<15cm 厚さあるいは標高較差 t≥15cm	個々の測定値 (X) ±50 測定値の平均 - 個々の測定値 (X) -64 測定値の平均 -10 個々の測定値 (X) -91 測定値の平均 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	基準高▽ 厚さあるいは標高較差 t<15cm 基準高▽ 厚さあるいは標高較差 t≥15cm	個々の測定値 (X) +90 -70 測定値の平均 +50 -10 個々の測定値 (X) ±90 測定値の平均 +50 -15 個々の測定値 (X) +90 -70 測定値の平均 +50 -10 個々の測定値 (X) ±90 測定値の平均 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T S(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年11月）【出来形管理基準及び規格値】

【適用日：平成30年8月1日】

箇所	頁数	訂正前（削除箇所：青字の部分）				訂正後（追記箇所：赤字の部分）			
		厚さ	幅	厚さ	幅	厚さ	幅	厚さ	幅
3-2-6-10-3 透水性舗装工 (表層工)	1-49-①	個々の測定値 (X) -9 測定値の平均 -3	個々の測定値 (X) -25	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横断面舗装等コア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	個々の測定値 (X) -9 測定値の平均 -3	個々の測定値 (X) -25	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横断面舗装等コア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
3-2-6-10-4 透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	1-49-②	厚さあるいは標高較差 個々の測定値 (X) -20 測定値の平均 -3		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（案）」または「T/S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	厚さあるいは標高較差 個々の測定値 (X) -20 測定値の平均 -3		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T/S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
3-2-6-11-1 グーラスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	1-50-①	厚さ 個々の測定値 (X) 中規模以上 -15 小規模以下 -20 10箇の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 -5 10箇の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 -7	幅 個々の測定値 (X) 中規模以上 -50 小規模以下 -50	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000mに1個の前でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横断面舗装等コア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	厚さ 個々の測定値 (X) 中規模以上 -15 小規模以下 -20 10箇の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 -5 10箇の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 -7	幅 個々の測定値 (X) 中規模以上 -50 小規模以下 -50	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000mに1個の前でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横断面舗装等コア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年11月）【出来形管理基準及び規格値】

【適用日：平成30年8月1日】

箇所	頁数	訂正前（削除箇所：青字の部分）				訂正後（追記箇所：赤字の部分）			
3-2-6-11-6 グラスアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	1-52-②	個々の測定値 (X) 中規模以上 -17 個々の測定値 (X) 小規模以下 -20 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -2 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -3	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90 個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」または「地上移動体搭載型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事でない、基層および養層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理精度を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	個々の測定値 (X) 中規模以上 -17 個々の測定値 (X) 小規模以下 -20 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 -2 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 -3	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90 個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」または「地上移動体搭載型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事でない、基層および養層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理精度を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
3-2-6-12-2 コンクリート舗装工 (下層既設工) (面管理の場合)	1-53-②	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90 個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90 個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」または「地上移動体搭載型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」または「T S（ノンプリズム方式）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90 個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90 個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15 10箇の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」または「地上移動体搭載型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」または「T S（ノンプリズム方式）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年11月）【出来形管理基準及び規格値】

【適用日：平成30年8月1日】

箇所	頁数	訂正前（削除箇所：青字の部分）		訂正後（追記箇所：赤字の部分）	
		個々の測定値 (X) 中規模以上 -55 個々の測定値 (X) 小規模以下 -66 10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 -8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキヤナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」（案）、「地上移動体搭載型レーザーキヤナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	個々の測定値 (X) 中規模以上 -55 個々の測定値 (X) 小規模以下 -66 10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 -8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキヤナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」（案）、「地上移動体搭載型レーザーキヤナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。
3-2-6-12-4 コンクリート舗装工 （程度調整設備工） （面管理の場合）	1-53-④	厚さあるいは標高較差	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	厚さあるいは標高較差	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。
3-2-6-12-6 コンクリート舗装工 （セメント（石灰・石膏）安定処理工） （面管理の場合）	1-54-②	厚さあるいは標高較差	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	厚さあるいは標高較差	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。
3-2-6-12-8 コンクリート舗装工 （アスファルト中間層） （面管理の場合）	1-54-④	厚さあるいは標高較差	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	厚さあるいは標高較差	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年11月）【出来形管理基準及び規格値】

【適用日：平成30年8月1日】

箇所	頁数	訂正前（削除箇所：青字の部分）		訂正後（追記箇所：赤字の部分）	
3-2-6-12-10 コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工） （面管理の場合）	1-55-②	厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） -22 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 -3.5	厚さあるいは標高較差	個々の測定値（X） -22 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 -3.5
		平坦性	3m ² 以上の面積（σ）2.4mm以下直読式（足付き） （σ）1.75mm以下	3m ² 以上の面積（σ）2.4mm以下直読式（足付き） （σ）1.75mm以下	コンクリートの硬化後3m ² 以上の面積により機械舗装の場合 （σ）2.4mm以下人力舗装の場合（σ）3mm以下
3-2-6-12-11 コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工	1-55-③	基準高▽	個々の測定値（X） 中規模以上 ±40 個々の測定値（X） 小規模以下 ±50	基準高▽	個々の測定値（X） 中規模以上 ±40 個々の測定値（X） 小規模以下 ±50
		厚さ	個々の測定値（X） -45 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 -15	厚さ	個々の測定値（X） -45 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 -15
3-2-6-12-12 コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	1-55-④	基準高▽	個々の測定値（X） 中規模以上 ±90 個々の測定値（X） 小規模以下 ±90	基準高▽	個々の測定値（X） 中規模以上 ±90 個々の測定値（X） 小規模以下 ±90
		厚さあるいは標高較差	10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15	厚さあるいは標高較差	10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年11月）【出来形管理基準及び規格値】

【適用日：平成30年8月1日】

箇所	頁数	訂正前（削除箇所：青字の部分）				訂正後（追記箇所：赤字の部分）			
		厚さ	幅			厚さ	幅		
3-2-6-12-13 コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	1-55-⑤	個々の測定値 (X) 中規模以上 -25 個々の測定値 (X) 小規模以下 -30 10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 -8	個々の測定値 (X) -50	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の高点にあらず延長80m以 下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡ 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト 混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積 が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合 で規格値を満足しなければならないとともに、 10個の測定値の平均値 (X10) について満足し なければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しな い。 維持工事においては、平坦性の項目を省略す ることが出来る。	個々の測定値 (X) 中規模以上 -25 個々の測定値 (X) 小規模以下 -30 10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 -8	個々の測定値 (X) -50	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の高点にあらず延長80m以 下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡ 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト 混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積 が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合 で規格値を満足しなければならないとともに、 10個の測定値の平均値 (X10) について満足し なければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しな い。
3-2-6-12-14 コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	1-55-⑥	個々の測定値 (X) 中規模以上 -55 個々の測定値 (X) 小規模以下 -66 10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 -8		1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースカナーを用いた出来形管 理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レーザースカ ナーを用いた出来形管理要領（案）」または「T S （ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領 （舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を 実施する場合、その他基準に規定する計測精 度・計測密度を満たす計測方法により出来形管 理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点 で標高値を算出する。計測密度は 1点/㎡（平 面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値 との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直 下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設 計厚さから求める高さとの差とする。この場 合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以 上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト 混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積 が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合 で規格値を満足しなければならないとともに、 10個の測定値の平均値 (X10) について満足し なければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しな い。 維持工事においては、平坦性の項目を省略す ることが出来る。	個々の測定値 (X) 中規模以上 -55 個々の測定値 (X) 小規模以下 -66 10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 -8		1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースカナーを用いた出来形管 理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レーザースカ ナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」または「T S（ノンプリズム方式）」を用 いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に 基づき出来形管理を実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場合に適用 する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点 で標高値を算出する。計測密度は 1点/㎡（平 面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値 との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直 下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設 計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以 上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト 混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積 が2,000㎡未満。
3-2-6-12-15 コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・石膏）安定処理工	1-56-①	個々の測定値 (X) 中規模以上 -25 個々の測定値 (X) 小規模以下 -30 10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 -8	個々の測定値 (X) -50	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘 り起こして測定。ただし、幅は設計図書の高点 にあらず延長80 m以下の間隔で測定するこ とができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡ 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト 混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積 が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合 で規格値を満足しなければならないとともに、 10個の測定値の平均値 (X10) について満足し なければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しな い。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を 与える恐れのある場合は、他の方法によるこ とができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略す ることが出来る。	個々の測定値 (X) 中規模以上 -25 個々の測定値 (X) 小規模以下 -30 10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は 平均測定値の平均 -8	個々の測定値 (X) -50	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘 り起こして測定。ただし、幅は設計図書の高点 にあらず延長80 m以下の間隔で測定するこ とができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡ 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト 混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積 が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合 で規格値を満足しなければならないとともに、 10個の測定値の平均値 (X10) について満足し なければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しな い。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を 与える恐れのある場合は、他の方法によるこ とができる。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年11月）【出来形管理基準及び規格値】

【適用日：平成30年8月1日】

箇所	頁数	訂正前（削除箇所：青字の部分）				訂正後（追記箇所：赤字の部分）									
3-2-6-12-16 コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・石膏）安定処理工 （面管理の場合）	1-56-②	厚さあるいは標高較差	<table border="1"> <tr> <td>個々の測定値（X） 中規模以上 -55</td> </tr> <tr> <td>個々の測定値（X） 小規模以下 -66</td> </tr> <tr> <td>10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 -8</td> </tr> </table>	個々の測定値（X） 中規模以上 -55	個々の測定値（X） 小規模以下 -66	10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 -8	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差を算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p>	厚さあるいは標高較差	<table border="1"> <tr> <td>個々の測定値（X） 中規模以上 -55</td> </tr> <tr> <td>個々の測定値（X） 小規模以下 -66</td> </tr> <tr> <td>10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 -8</td> </tr> </table>	個々の測定値（X） 中規模以上 -55	個々の測定値（X） 小規模以下 -66	10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 -8	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差を算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p>
個々の測定値（X） 中規模以上 -55															
個々の測定値（X） 小規模以下 -66															
10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 -8															
個々の測定値（X） 中規模以上 -55															
個々の測定値（X） 小規模以下 -66															
10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 -8															
3-2-6-12-17 コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工）アスファルト中間層	1-56-③	厚さ	<table border="1"> <tr> <td>個々の測定値（X） 中規模以上 -9</td> </tr> <tr> <td>個々の測定値（X） 小規模以下 -12</td> </tr> <tr> <td>10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 -3</td> </tr> </table>	個々の測定値（X） 中規模以上 -9	個々の測定値（X） 小規模以下 -12	10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 -3	<p>幅は、延長80m前に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の特記事項によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	厚さ	<table border="1"> <tr> <td>個々の測定値（X） 中規模以上 -9</td> </tr> <tr> <td>個々の測定値（X） 小規模以下 -12</td> </tr> <tr> <td>10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 -3</td> </tr> </table>	個々の測定値（X） 中規模以上 -9	個々の測定値（X） 小規模以下 -12	10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 -3	<p>幅は、延長80m前に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の特記事項によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>
個々の測定値（X） 中規模以上 -9															
個々の測定値（X） 小規模以下 -12															
10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 -3															
個々の測定値（X） 中規模以上 -9															
個々の測定値（X） 小規模以下 -12															
10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 -3															
3-2-6-12-18 コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工）アスファルト中間層 （面管理の場合）	1-56-④	厚さあるいは標高較差	<table border="1"> <tr> <td>個々の測定値（X） 中規模以上 -20</td> </tr> <tr> <td>個々の測定値（X） 小規模以下 -27</td> </tr> <tr> <td>10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 -3</td> </tr> </table>	個々の測定値（X） 中規模以上 -20	個々の測定値（X） 小規模以下 -27	10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 -3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差を算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p>	厚さあるいは標高較差	<table border="1"> <tr> <td>個々の測定値（X） 中規模以上 -20</td> </tr> <tr> <td>個々の測定値（X） 小規模以下 -27</td> </tr> <tr> <td>10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 -3</td> </tr> </table>	個々の測定値（X） 中規模以上 -20	個々の測定値（X） 小規模以下 -27	10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 -3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差を算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p>
個々の測定値（X） 中規模以上 -20															
個々の測定値（X） 小規模以下 -27															
10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 -3															
個々の測定値（X） 中規模以上 -20															
個々の測定値（X） 小規模以下 -27															
10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は 平均測定値の平均 -3															

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年11月）【出来形管理基準及び規格値】

【適用日：平成30年8月1日】

箇所	真数	訂正前（削除箇所：青字の部分）		訂正後（追記箇所：赤字の部分）	
3-2-6-12-20 コンクリート舗装工 （縦圧コンクリート版工） （面管理の場合）	1-56-⑥	個々の測定値（X） -32	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	個々の測定値（X） -32	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+設計厚さから求める高さとの差とする。
		厚さあるいは標高較差		10個の測定値の平均(X10)・面管理の場合は平均測定値の平均 -4.5	
		平均性	3m ² 0.75m ² 以下(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下	平均性	縦圧コンクリートの硬化後、3m ² 0.75m ² 以下(σ)2.4mm以下
		目地段差	±2	目地段差	±2
3-2-6-13-1 薄層カラー舗装工 （下層路盤工）	1-57	個々の測定値（X） 中規模以上 ±40	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を割り起して測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	個々の測定値（X） 中規模以上 ±40	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を割り起して測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。
		個々の測定値（X） 小規模以下 ±50		個々の測定値（X） 小規模以下 ±50	
		厚さ	個々の測定値（X） -45	厚さ	個々の測定値（X） -45
		幅	10個の測定値の平均(X10)・面管理の場合は平均測定値の平均 -15	幅	10個の測定値の平均(X10)・面管理の場合は平均測定値の平均 -15
3-2-6-14-2 薄層カラー舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	1-57	個々の測定値（X） 中規模以上 -25	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を割り起して測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	個々の測定値（X） 中規模以上 -25	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を割り起して測定。
		個々の測定値（X） 小規模以下 -30		個々の測定値（X） 小規模以下 -30	
		厚さ	10個の測定値の平均(X10)・面管理の場合は平均測定値の平均 -9	厚さ	10個の測定値の平均(X10)・面管理の場合は平均測定値の平均 -9
		幅	個々の測定値（X） -50	幅	個々の測定値（X） -50
3-2-16-3-3 波深船運転工 （バックホウ波深船） （面管理の場合）	1-85	平均値 ±0以下	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川波深）（案）」、「施工履歴F→を用いた出来形管理要領（河川波深）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。	平均値 0以下	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川波深）（案）」、「施工履歴F→を用いた出来形管理要領（河川波深）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。
		個々の測定値 +400以下		個々の測定値 +400以下	

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年11月）【品質管理基準及び規格値】

【適用日：平成30年8月1日】

頁数	工種	種別	試験区分	訂正前（削除箇所：青字の部分）				訂正後（追加箇所：赤字の部分）					
				試験項目	試験方法	規格値	試験基準	留意	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	留意
				II-6	9	ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> ・目視 ・圧接面の研磨状況 ・垂れ下がり ・焼き割れ ・ノギス等による計測（詳細な試験法） ・軸心の偏心 ・ふくらみ ・ふくらみの長さ ・圧接部のずれ ・折れ曲がり ・等 	<p>熱間押接法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。</p> <p>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上、ただし、SD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上、ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑥著しい垂れ下がり、へこみ、焼き割れがない。なお、（公社）日本鉄筋工業協会の検査判定試験の判定基準では、垂れ下がり、は、6mm以下としている。</p> <p>⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。</p>	<p>・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件、同一材料で行う。</p> <p>(1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合</p> <p>・手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。</p> <p>・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、適度な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技術者等の熟練度などの確認が必要となる場合とである。</p> <p>・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の指定条件に照りないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。</p> <p>(2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。</p>
		施工後試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> ・目視 ・圧接面の研磨状況 ・垂れ下がり ・焼き割れ ・ノギス等による計測（詳細な試験法） ・軸心の偏心 ・ふくらみ ・ふくらみの長さ ・圧接部のずれ ・折れ曲がり ・等 	<p>熱間押接法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。</p> <p>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上、ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>③ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。</p> <p>④折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑤著しい垂れ下がり、へこみ、焼き割れがない。なお、（公社）日本鉄筋工業協会の検査判定試験の判定基準では、垂れ下がり、は、6mm以下としている。</p> <p>⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>・目視は全数実施する。</p> <p>・特に必要と認められたものに対してのみ詳細な外観検査を行う。</p>	<p>熱間押接法以外の場合</p> <p>・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承認を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。</p> <p>①は、圧接部を切り取って再圧接する。</p> <p>②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。</p> <p>④は、圧接部を切り取って再圧接する。</p> <p>⑤は、再加熱して修正する。</p> <p>⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。</p>	<p>・目視は全数実施する。</p> <p>・特に必要と認められたものに対してのみ詳細な外観検査を行う。</p>	<p>熱間押接法以外の場合</p> <p>・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承認を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。</p> <p>①は、圧接部を切り取って再圧接する。</p> <p>②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。</p> <p>④は、圧接部を切り取って再圧接する。</p> <p>⑤は、再加熱して修正する。</p> <p>⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。</p>			
II-30	26	コンクリートダム	材料	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	<p>細骨材：1.0%以下</p> <p>粗骨材：0.25%以下</p>		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	<p>細骨材：1.0%以下</p> <p>粗骨材：0.25%以下</p>	<p>工事開始前、工事中1箇月以上及び地帯が変わった場合。</p>	
II-43	36	溶接工	施工	必須	実合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	<p>試験で検出されたいすず法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開いた割れ等の面状すず法についてはない。</p> <p>なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を適用する場合は合格としてよい。</p> <p>・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属表4（透過写真によるすずの像の分類方法）に示す2類以上とする。</p> <p>・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属表4（透過写真によるすずの像の分類方法）に示す3類以上とする。</p> <p>なお、板厚が25mmを超える場合は、内部すず法の許容値を厳格のものとする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるすず法はこの限り小さい場合があるので注意する。</p>	<p>放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。</p>	<p>「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解18.4.5に各継手の強度等級を満たす上で内部すず法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部すず法の許容値は、「鋼道橋の疲労設計指針H4.3」が参考になる。</p> <p>（鋼道橋試験を行う者の資格）</p> <p>・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。</p> <p>・超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。</p> <p>・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。</p>	<p>実合せ継手の内部欠陥に対する検査</p> <p>JIS Z 3104 JIS Z 3060</p>	<p>試験で検出されたいすず法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開いた割れ等の面状すず法についてはない。</p> <p>なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を適用する場合は合格としてよい。</p> <p>・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属表4（透過写真によるすずの像の分類方法）に示す2類以上とする。</p> <p>・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属表4（透過写真によるすずの像の分類方法）に示す3類以上とする。</p>	<p>放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。</p>	<p>「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解18.4.5に各継手の強度等級を満たす上で内部すず法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部すず法の許容値は、「鋼道橋の疲労設計指針H4.3」が参考になる。</p> <p>（鋼道橋試験を行う者の資格）</p> <p>・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。</p> <p>・超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。</p> <p>・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。</p>